

報道関係者 各位

令和5年6月26日

【照会先】

年金局（代表電話）03(5253)1111  
事業企画課調査室長補佐 小梶(内線 3582)  
（直通電話）03(3595)2794  
事業管理課  
国民年金適用収納専門官 鈴木(内線 3565)  
（直通電話）03(3595)2730  
日本年金機構国民年金部長 高橋  
（直通電話）03(6892)0762

**令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します**  
～日本年金機構発足後初めて国民年金第1号被保険者の最終納付率80%超を達成～

厚生労働省では、このほど、令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第1号被保険者の令和4年度最終納付率（令和2年度分保険料）<sup>（注1）</sup>は、80.7%  
・ 前年度から2.7ポイント増加し、平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）64.5%から16.2ポイント増加し、10年連続で上昇。

注1）令和4年度最終納付率：令和2年4月分～令和3年3月分の保険料納付対象月数のうち、令和5年4月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成16年度最終納付率（平成14年度分保険料）以降、最高値
- ・ 現年度納付率（令和4年度分保険料）は76.1%（前年度から2.2ポイント増）となっており、平成23年度の現年度納付率（平成23年度分保険料）から11年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、現年度分の納付月数は7,183万か月と令和3年度より約55万か月増加、全額免除・猶予者は606万人と令和3年度より6万人減少。

- ◇ 令和4年度末の未納者<sup>（注2）</sup>は89万人であり、前年度より17万人減少。  
なお、厚生年金保険被保険者（第1号厚生年金被保険者の収納率は98.5%）、国民年金第3号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体で見ると、未納者は約1%（別添資料1及び2）

注2）未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和3年4月～令和5年3月）の保険料が未納となっている者。

- ◇ 日本年金機構（平成22年1月発足）では、発足当初60%台であった最終納付率について、80%到達を令和4年度の最重点取組と位置づけ、以下の取組を実施した結果、初めて80%台を達成（別添資料3及び4）

（令和4年度の主な取組）

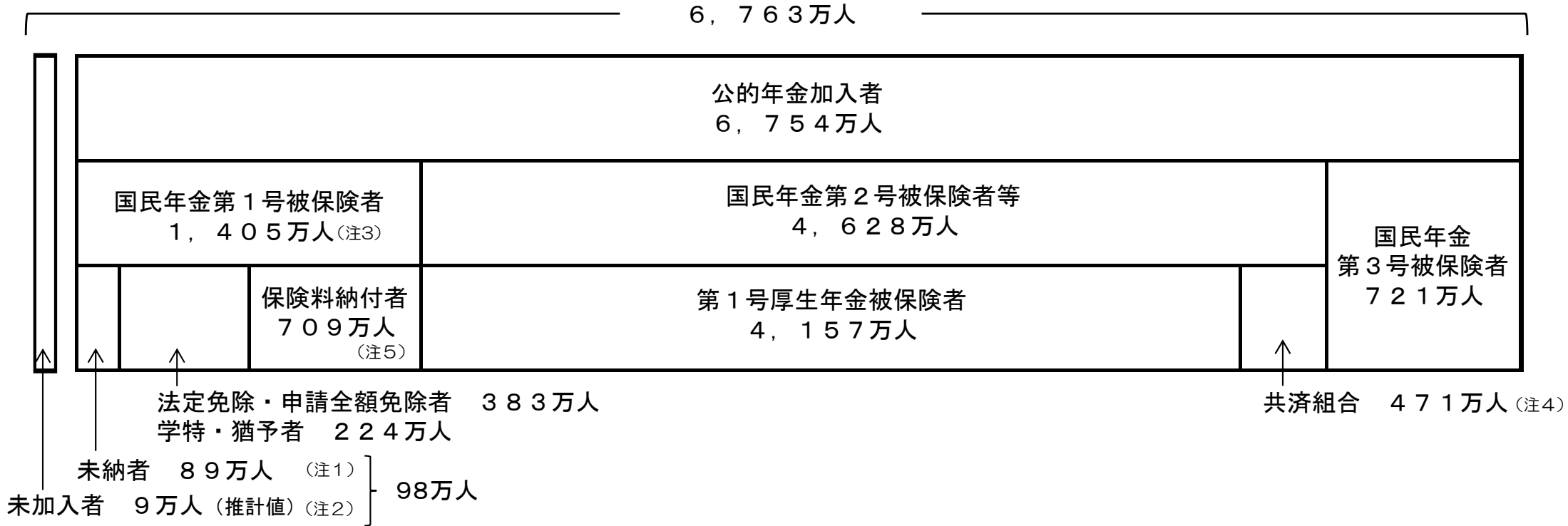
- ・ 本部に専門チームを設置し、年金事務所の進捗管理の徹底や年金事務所への個別指導の実施
- ・ 口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマートフォンアプリ決済サービスでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくり
- ・ 年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付
- ・ 納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化
- ・ 他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」<sup>（注3）</sup>や未納者数が多い20か所の年金事務所の体制整備等を継続して実施

注3）沖縄県最終納付率（令和2年度分保険料）は76.3%となっており、日本年金機構が発足した平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）の44.4%から31.9ポイント増となっている。

# 令和4年度 公的年金制度全体の状況

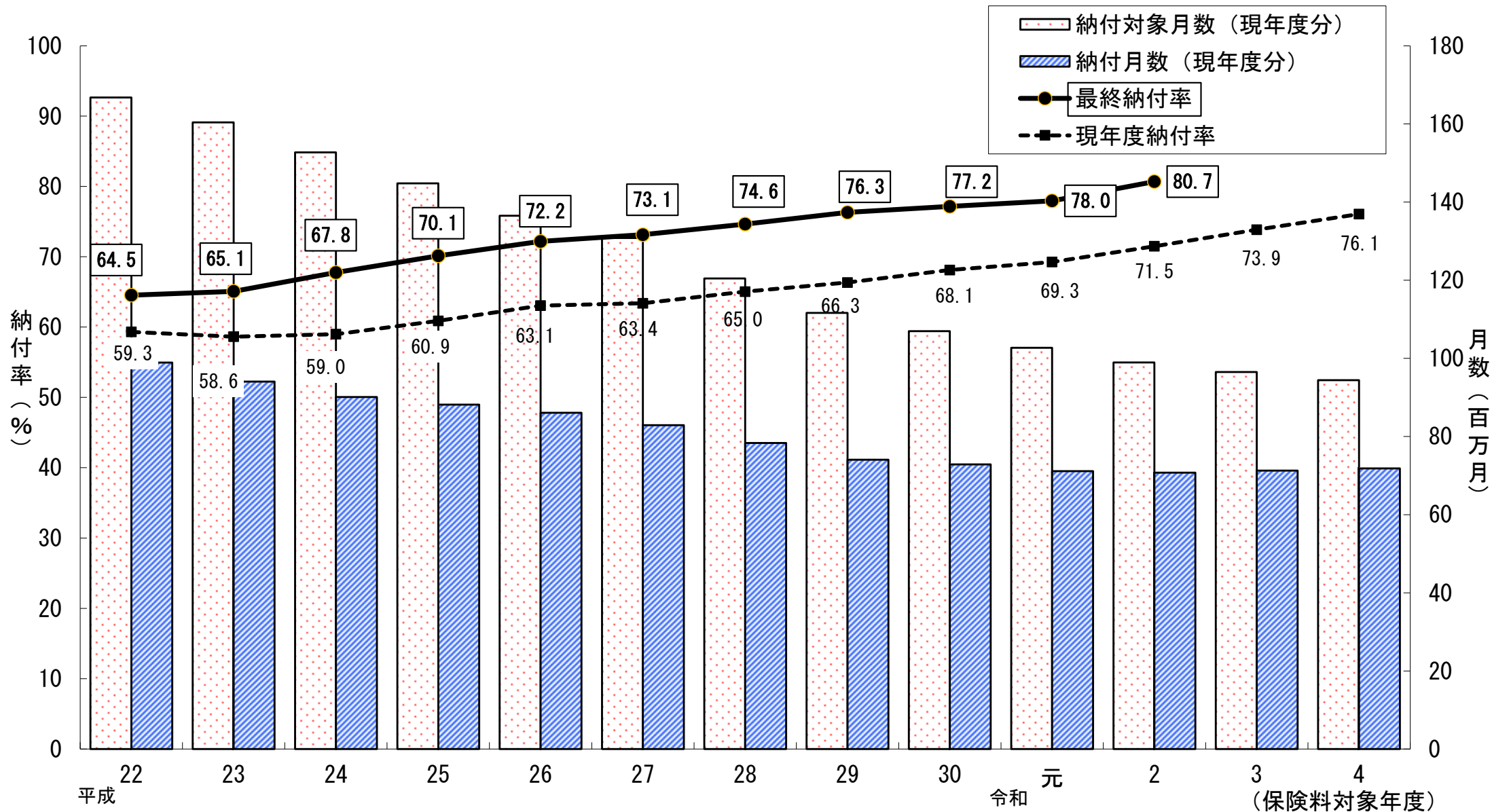
- 公的年金加入対象者全体でみると、約99%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約89万人、未加入者（注2）は約9万人（推計値）。（公的年金加入対象者の約1%）

## ≪公的年金加入者の状況（令和4年度末）≫



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和3年4月～令和5年3月）の保険料が未納となっている者。  
 注2) 令和元年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。  
 注3) 令和5年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（20万人）が含まれている。  
 注4) 令和4年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。  
 注5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。  
 注6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

# 国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率（%）=  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

# 国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくりの整備

- **口座振替の推進**
  - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (口座振替率) (H20.4~)

R2年度末	R3年度末	R4年度末
34%	34%	34%
285万人	281万人	273万人
- ・ 口座振替による2年前納制度の導入 (利用状況) (H26.4~)

R2年度	R3年度	R4年度
26万件	29万件	27万件

- **クレジットカード納付の導入** (H20.2~) (利用状況)

R2年度	R3年度	R4年度
261万件	301万件	328万件

- **現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入** (H29.4~) (利用状況)

R2年度	R3年度	R4年度
12万件	15万件	17万件

- **コンビニ納付の導入** (H16.2~) (利用状況)

R2年度	R3年度	R4年度
1,542万件	1,517万件	1,532万件

- **インターネット納付の導入** (H16.4~) (利用状況) ※

R2年度	R3年度	R4年度
296万件	303万件	295万件

※ ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

- **スマートフォン決済アプリ納付の導入** (利用状況) (R5.2~)

R4年度
5.2万件

未納者

市町村からの所得情報 (令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

## 納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

度重なる督促にも  
応じない

### 文書

R2年度	3,531万件
R3年度	3,657万件
R4年度	3,875万件

### 電話

R2年度	2,089万件
R3年度	2,102万件
R4年度	1,944万件

### 戸別訪問(面談)

R2年度	1万件
R3年度	229万件
R4年度	423万件

## 免除等の周知・勧奨

- ・ 年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)
- ・ 免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~) ・ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~ ②申請免除手続きの簡素化H21.10~ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4~)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)
- 免除委託制度開始 (H28.4~)

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最終催告状	42件	2,117件	189,009件
督促状	0件	15件	133,476件
財産差押	41件	46件	12,784件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

## ○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10~)  
[実績] R2年度 0件 → R3年度 0件 → R4年度 10件

## ○納付督促の外部委託 (H17.10~)

	文書	電話	戸別訪問	合計
R2年度	617万件	2,052万件	0万件	2,669万件
R3年度	848万件	2,068万件	223万件	3,139万件
R4年度	1,027万件	1,918万件	409万件	3,354万件

(注) 国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円(令和3年度実績)。なお、強制徴収コストについては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により強制徴収業務を一部停止していたことから、算出していない。

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

# 国民年金の適用促進・保険料収納対策（1/2）

施策	令和4年度計画の概要	令和4年度計画に対する主な取組状況
<b>確実な適用の実施</b>	○20歳到達者について、職権による適用を行うとともに、20歳到達月の前月に加入前のお知らせを送付する。	○地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から提供される情報に基づき、機構で第1号被保険者となることが把握できた全ての20歳到達者について職権による適用を速やかに実施（99.6万人）しました。
	○住基ネットにより把握した34歳、44歳及び54歳到達者に対する届出勧奨等を確実に実施する。	○J-LISから提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者（499.8万人）のうち、海外から転入された方で基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨を行った上で、届出がない方については第1号被保険者として職権による適用等を実施（2.2万人）しました。
	○被保険者種別変更について、届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施する。	○退職者及びその被扶養配偶者に対して、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を行うとともに、届出がない場合には、第1号被保険者として職権による適用を実施（105.6万人）しました。
<b>納付率等の目標</b>	○令和4年度分保険料の現年度納付率について、前年度実績を上回るとともに、令和2年度実績（71.5%）から2.0ポイント程度の伸び幅を確保する。 ○令和3年度分保険料の令和4年度末における納付率について、令和3年度末から5.0ポイント程度の伸び幅を確保する。 ○令和2年度分保険料の最終納付率について、令和2年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保し、最終納付率80%到達を展望する。	○20歳到達者や若年層に対する納付督促、過年度2年目に未納期間を有する方に対する納付督促等を徹底する等納付に重点を置いた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を実施しました。また、最終納付率については80%達成を新たな挑戦として掲げ、本部に設置した専門チーム（納付率80%促進チーム）において、拠点の進捗管理の徹底や低調拠点への個別指導等を行いました。これらの取組の結果、令和4年度の最重点目標と位置づけた最終納付率80%を達成し、現年度納付率、最終納付率ともに目標を大きく上回りました。
<b>若年者対策</b>	○様々な機会を通じて、20歳到達者に制度や納付方法の手続の周知を行うとともに、若年者に対して専用の催告文書を送付し、連帯納付義務者である世帯主に対しても訴求する納付督促を行う。	○20歳到達者に対する対策を強化するため、納付方法や学生納付特例制度の手続等をわかりやすく説明する動画を機構Twitterに掲載するなどの周知を図りました。また、未納者の納付状況に応じた専用の催告文書を送付するとともに、連帯納付義務者である世帯主にも内容を確認いただけるよう工夫した送付用封筒を使用した納付督促を実施しました。 ○20歳から23歳の方で新規1か月未納となった方に対して、納付書とリーフレットを送付し納付督促を実施しました。 ○これらの取組の結果、20歳到達者の納付率は69.6%（対前年比+3.5ポイント）と前年を上回りました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
令和2年度分保険料（伸び幅）	71.5% (+2.2ポイント)	77.8% [+6.3ポイント]	80.7% [+9.2ポイント]
令和3年度分保険料（伸び幅）		73.9% (+2.4ポイント)	81.0% [+7.2ポイント]
令和4年度分保険料（伸び幅）			76.1% (+2.2ポイント)

( ) 内は各年度分保険料の現年度納付率の前年度からの伸び幅  
 [ ] 内は各年度分保険料の過年度1年目納付率又は最終納付率の現年度納付率からの伸び幅

【別添資料4】

# 国民年金の適用促進・保険料収納対策（2/2）

施策	令和4年度計画の概要	令和4年度計画に対する主な取組状況
免除等対象者への勧奨	<p>○所得が低い等の事情により、保険料免除等の対象となり得る方でありながら、未納状態となっている方に申請勧奨を行う。</p>	<p>○免除等の申請手続を行っていないために未納となっている方に対して以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額免除又は納付猶予の承認が見込まれる方に対して、令和4年11月及び令和5年1月に簡易な申請書（はがき型）による免除勧奨を133万件（11月60万件、1月73万件）送付</li> <li>・一部免除の承認が見込まれる方へ、令和4年11月に簡易な申請書（はがき型）による免除勧奨を66万件送付、一部免除が承認されながら未納となっている方に納付督促を実施</li> </ul> <p>○新型コロナウイルス感染症に係る臨時特例免除について、令和3年度に当該免除が承認された方のうち、令和4年度も引き続き免除に該当する可能性のある方（15万人）に勧奨を実施した結果、令和5年3月末時点において、累計で110万件を承認しました。</p>
地域の実情を踏まえた対策	<p>○沖縄県の納付率は着実に向上しているが、他の都道府県に比べ納付率が低いことから、更なる納付率向上を目指す。</p> <p>○大都市圏の未納者数の多い年金事務所の納付率向上を図るため、体制整備等の取組を行う。</p>	<p>○沖縄県の令和4年度分保険料の現年度納付率は、県内市町村と年金事務所が連携を図りながら、電話や戸別訪問による納付勧奨等の取組を行った結果、70.5%（対前年比+3.7ポイント）と向上しました（全国の現年度納付率との差：5.6ポイント。前年実績から1.5ポイント改善）。</p> <p>○未納者数の多い年金事務所（20か所）について、令和3年度に整備した体制（事務分担の明確化及び正規職員の増員）において引き続き各種収納対策を実施した結果、当該年金事務所の現年度納付率は74.2%（対前年比+2.5ポイント）と前年度を上回りました。</p>
強制徴収	<p>○控除後所得が300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している未納者を強制徴収対象者と位置付け、最終催告状の送付等の滞納処分を行う。</p>	<p>○強制徴収業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和3年度から段階的に再開し、令和4年7月から控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方に対象範囲を拡大し強制徴収業務停止前の基準に戻しました。</p> <p>令和5年3月末までに18.9万人に対して最終催告状を送付し、このうち、期限までに自主的な納付がなかった方については、着実に滞納処分を行った結果、送付した最終催告状に係る納付対象月数254.3万月のうち、納付月数は142.9万月となり、1.3万件の差押えを実施しました。</p>
無年金及び低年金への対応	<p>○任意加入制度の勧奨について、任意加入し納付することで受給要件を満たす方への勧奨を確実に実施する。</p> <p>○追納勧奨について、令和3年度に実施した2年目、9年目の期間を有する方への勧奨を継続して実施する。</p>	<p>○60歳から64歳に到達する方で、65歳まで任意加入することで受給資格要件を満たす方に勧奨を実施（8千人）し、令和4年度中に任意加入し納付した人は524人となりました。</p> <p>○下記の対象者に追納勧奨を実施（814.8万人）し、令和4年度中に追納をした人は21.9万人となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後2年目の期間を有する方</li> <li>・免除等承認後、追納可能な期限（10年）の直前となる9年目の期間を有する方</li> </ul>
納めやすい環境の整備	<p>○口座振替及びクレジットカードによる納付の実施率向上に向けた取組に加え、納めやすい環境の整備に向け、次のような納付方法の導入や申出手続の検討を進める。</p>	<p>○資格取得時や長期間現金納付をしている方などに口座振替及びクレジットカード納付の届出勧奨を実施した結果、口座振替及びクレジットカード納付の実施率は前年度の40.8%から41.5%となりました。</p> <p>○納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることにより、金融機関やコンビニエンスストア等に赴くことなく納付することができる仕組みについて、令和5年2月よりサービスを開始しました（令和5年3月末までに5.2万件利用）。</p>

# 年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
  - あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。
- ※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は64.6%（令和5年3月末）となり、令和元年度23.9%から40.7%上昇

